

# 2017年 村尾事務所ニュース

村尾経営労務研究所・高松北部労務協会  
特定行政書士・特定社会保険労務士・労務調査士®  
高松市中央町8-10 TEL087-835-1477 FAX835-1496  
http://muraio-company.sakura.ne.jp/



官庁申請代行・人事労務 ～頑張る企業支援～

- 社保・労保・産廃・建設許可、入札指名願、経営審査  
各種助成金申請など官庁申請手続
- 就業規則等諸規程の整備、人事・労務諸制度、給与計算
- 労働紛争解決手続代理 ■ 行政不服申立、告訴、告発
- 労務トラブル未然防止点検 ■ 監督署是正勧告対応

平成29年12月1日号

## 子育て世代の労働時間制限

**産** 後休業や育児休業が終了した後の労働時間については、労働者本人が請求すれば、いくつかの制限を認める必要があります。

### ■ 所定外労働の制限（3歳まで） ■

事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者が請求した場合においては、事業の正常な運営（※）を妨げる場合を除き、所定労働時間を超えて労働させることはできません。ただし、労使協定により適用除外があります。

（※）これに該当するか否かは、その労働者の所属する事業所を基準として、その労働者の担当する作業の内容、作業の繁閑、代行者の配置の難易等諸般の事情を考慮して客観的に判断することとなります。

### ■ 時間外労働の制限（小学校就学前まで） ■

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、その子を養育するために請求した場合においては、事業主は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超える時間外労働をさせることはできません。また、適用除外があります。

### ■ 深夜業の制限（小学校就学前まで） ■

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、その子を養育するために請求した場合においては、事業主は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、午後10時から午前5時までの間において労働させることはできません。この場合の「子」については、実子または養子をいいます。ただし、適用除外があります。

### ■ 所定労働時間の短縮措置（3歳まで） ■

事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者について、労働者が希望すれば利用できる、所定労働時間を短縮することにより当該労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするための措置（短時間勤務制度、1日6時間）を講じなければなりません。また、3歳以降小学校就学前までは、勤務時間の短縮の措置に加えて、フレックスタイム制、始業・終業時間の繰上げ繰り下げなどの措置を講じることが求められています（努力義務）。

このように、子育て世代のためにいくつかの制限が設けられていますが、そのほとんどが労働者の請求に基づくものです。労働者からの請求があった場合、適切に対応いたしましょう。

## 労務管理 実務Q&A

### 退職後の傷病手当金について

現在、私傷病療養中の従業員がいます。健康保険の傷病手当金を受給しているのですが、その従業員から「このままでは会社に迷惑がかかるので退職したい」と申出がありました。このまま退職した場合、傷病手当金は継続して受給できるのでしょうか？

**A** 健康保険の傷病手当金の支給期間は、同一の傷病について、支給を開始した日から最長1年6ヵ月間が限度となっています。上記のような理由で療養中の従業員が退職の意思を示すことは珍しいことではありません。その場合、以下の2つの要件を満たせば、退職後も引き続き残りの期間について、傷病手当金を受給することができます。

（退職後の継続給付の要件）

- ① 退職日までに継続して1年以上の被保険者期間があること（※健康保険任意継続の被保険者期間は含まれません。）
- ② 退職時に傷病手当金を実際に受けているか、または受ける条件を満たしていること（※退職日に出勤した場合は、継続給付の要件を満たしていないとされます。）



ご質問のケースの場合、傷病手当金を受給中とのことで、②の要件は満たすことになります。ただし、入社後間もなく体調を崩し、療養に入った場合は、①の「継続して1年以上の被保険者期間」という要件を満たさない場合もありますので、この点を必ずご確認ください。

## NEWS ダイジェスト

- **マイナンバーと年金情報の連携 順次導入へ**  
政府は、日本年金機構と自治体がマイナンバーを使った個人情報の共有を可能とする政令を閣議決定した。年金事務所での手続きで課税証明書などが不要になったり、自治体で各種手当の申請を行う際にも年金書類が不要になったりする。

本年、皆様には何かとご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。  
来年もよろしくお願い申し上げます。

年末年始休暇：12/29～1/3  
緊急連絡：090-3789-0358